

令和6年度第4回山口県瀬戸内海
海区漁業調整委員会議事録

令和6年11月18日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和6年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和6年11月18日（月） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を 令和6年11月7日（木）
発した日

5 通知した議題

(1) 議題

第1号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

第2号議案 さわら、たい、まながつお流刺し網漁業の規制強化に係る要望書の
取扱いについて

(2) 報告事項

ア 令和6年度大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について

イ 令和6年度さわら流刺し網漁業と小型機船底びき網漁業との操業調整に関する
漁業者協議会の結果について

ウ 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について

エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ）

オ カタクチイワシ瀬戸内海系群のTAC管理の調整状況について

6 出席者

（委員：13名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本
信正、大谷 誠、松浦、栄一郎、田中 友之、山田 歳彦、渡壁 勝則、由良 弘
次

（県及び事務局）

水産振興課	生産振興班	主査	吉田 剛
		主任	國森 拓也
	漁業調整取締班	主査	吉中 強
		技師	大谷 拓也
下関水産振興局	水産課水産班	主査	神尾 豊
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主査	土井 健一
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	向井 秀
		書記	枝廣 直樹

7 傍聞人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第2号議案 さわら、たい、まながつお流刺し網漁業の規制強化に係る要望書の
取扱いについて

【審議結果】

大島郡北部海域におけるさわら、たい、まながつお流刺し網漁業の漁具の自主規制を公的規制とするための委員会指示を発出することについて、各共励会の意見を聞くことを決定した。

(2) 報告事項

ア 令和6年度大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について
事務局から報告を受けた。

イ 令和6年度さわら流刺し網漁業と小型機船底びき網漁業との操業調整に関する
漁業者協議会の結果について
事務局から報告を受けた。

ウ 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について
事務局から報告を受けた。

エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ）
水産振興課から報告を受けた。

オ カタクチイワシ瀬戸内海系群のTAC管理の調整状況について
水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 定刻より若干早いようですけれども、本日本お集まり予定の委員、全員集合されましたので、ただ今から令和6年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、13名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 皆さん、今日は。令和6年度第4回の委員会にご出席をいただき、

ありがとうございます。

本日は、さわら、たい、まながつお流刺し網漁業に関する規制強化を求める要望書が当委員会あてに提出されましたので、その取扱いについて検討していただく必要があります。

その他にも、問題となっている「カタクチイワシ瀬戸内海系群のTAC管理に関する調整状況」についても、県から報告があるとのこと です。

委員の皆様には、慎重な審議をお願いできればと考えています。

どうぞよろしくお願いします。

向井事務局長 ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 それでは議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、河野委員と小田委員にお願いします。

それでは第1号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局の中元です。令和6年度第4回瀬戸内海区漁業調整委員会資料の1ページをお開きください。

第1号議案について、令和6年11月5日付で山口県知事から当海区会長宛に諮問がなされています。説明は水産振興課からお願いします。

大谷技師 水産振興課の大谷です。座って説明させていただきます。資料の2ページをお開きください。

新規の許可をするときは、制限措置や申請期間について調整委員会の意見を聞いた上で公示し、許可申請を募ることとなっております。

本日は、4件の許可についてご審議をお願いいたします。

まず、整理番号1番に関してですが、小型機船底びき網手繰第2種なまここぎ網漁業についてです。

これは、広島県からの入漁許可に関するもので、毎年ご審議いただいているものです。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が6隻、船舶の総トン数は3トン未満。推進機関の馬力数ですが、こちら、斜線になっておりますが、資料の3ページの※印にあります通り、国の告示で48キロワット、15馬力以下と制限されています。

操業区域に関しましては、後で説明いたしますので省略いたします。

漁業の時期に関しましては、１２月８日から翌年３月３１日までとなっています。

漁業を営む者の資格としましては、広島県において小型機船底びき網手繰第２種なまここぎ網漁業の許可を有するものであって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合とのとりかい漁業、なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者です。

続いて、整理番号の２番、小型機船底びき網手繰第３種貝桁網です。

こちらも広島県からの入漁許可に関するもので、例年ご審議いただいているものです。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は４７隻、船舶の総トン数は５トン未満、推進機関の馬力数、こちらも先程申しました通り、国の告示の方で４８キロワット、１５馬力以下となっております。

漁業の時期に関しましては、１２月８日から翌年３月３１日までとなっております。

漁業を営む者の資格としましては、広島県において小型機船底びき網手繰第３種貝桁網漁業の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合のとりかい漁業、なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者となっております。

続いて、整理番号第３番の小型機船底びき網手繰第２種なまここぎ網、手繰第３種なまこ桁網漁業です。

こちらは県漁協東岐波支店から要望が上がっているものになります。

許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数は１隻、船舶の総トン数は３トン未満。推進機関の馬力数は、こちらも同様に、４８キロワット以下、１５馬力以下となっております。

漁業の時期に関しましては、１２月１日から翌年３月３１日までです。

漁業を営む者の資格としましては、山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者、かつ、手繰第３種桁網の許可を有しない者となっております。

続いて、整理番号４番、３ページになります。

小型機船底びき網手繰第３種桁網漁業に関するものになります。こちらは、県漁協浮島支店から要望が上がっているものです。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数が１隻、船舶の総トン数が５トン未満、推進機関の馬力数は、こちらも先程と同様に４８キロワット以下、１５馬力以下となっております。

漁業の時期に関しましては、１１月１０日から翌年４月１９日までとなっています。

漁業を営む者の資格としましては、山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者となっております。

続いて、先程省略しました操業区域の説明になります。資料の7ページをお開きください。

こちらが整理番号1の操業区域となります。岩国市沖から広島県の県境付近となっております。続いて、8ページをお開きください。

こちらが整理番号2番の操業区域となります。こちらも先程同様、同じような区域となっております。

続いて、9ページをお開きください。こちらが整理番号3番の操業区域となります。

こちらは、共第56号、58号の管理区域及び共第60号の区域となります。これら区域の一部に操業禁止区域が設けられております。

続いて、10ページをお開きください。こちらが整理番号4番の操業区域となります。これは山口県内海になります。この中に一部操業禁止区域が存在している形となっています。以上で説明終わります。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

枝廣書記 ちょっと補足説明をさせていただければと思います。すいません、資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。

1番の制限措置は、先程大谷が説明した通りなのですが、2番としましてですね、申請すべき期間というものもお示ししております。

整理番号1から3番につきましては11月19日から11月25日までの1週間、整理番号4番につきましては、11月19日から12月18日までの1カ月間としております。

許可の有効期間につきましては、整理番号1、2につきましては1年間、整理番号3、4につきましては、許可の有効期間の末日は既存同許可の有効許可の末日と同日とするということで示させていただいておりますので、こちら併せてご審議いただければと思います。

よろしく願いいたします。

森友会長 ただいま追加で説明がありましたけど、質問等ございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 それでは、ないようでしたら、知事からの諮問に対して特に異議がない旨の答申することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 はい、どうもありがとうございます。

異議なしと認めます。第1号議案については、特に異議はないと答申することとします。

それでは、第2号議案、「さわら、たい、まながつお流刺し網漁業の規制強化に関わる要望書の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

枝廣書記

はい、事務局の枝廣です。着座にてご説明いたします。資料23ページからになります。

まず、概要ですけれども、さわら、たい、まながつお流刺し網漁業につきまして、委員会指示による漁具規制を求める要望書が当海区会長宛に提出されておりますので、その取扱いについて本日ご審議をいただきたいと考えております。

経緯ですけれども、さわら、たい、まながつお流刺し網漁業は許可漁業に位置付けされておりますけれども、漁場が狭くなって操業しづらくなるということを防ぐために、この漁業の許可の条件としまして、浮子方総延長、つまり網の長さは1,800m以下に制限されております。

資料、29ページの方、お開きいただければと思うのですけれども、こちらの許可を受けた方がですね、操業できる操業参考図を29ページに添付しております。

瀬戸内海一円で操業できる許可となっておりまして、距岸規制として、500mとか1,000mとか、その他一部禁止区域が存在しておりますけれども、沖合の方では、内海一円で操業できるような許可ということになっております。

すいません、また資料23ページの方にお戻りいただければと思います。

23ページのですね、2番経緯の「一方」というところからですけれども、一方、岩柳、玖珂、大島地区の漁業調整機構であります共第137号共同漁業権管理委員会では、大島郡北部海域について、島嶼部が多く、漁場が狭隘である海域特性を踏まえて、漁具の総延長を許可の条件より厳しい1,000m以下に昭和50年代から自主的に規制をされているということです。

こうした中、大島郡北部海域で安心して操業するために、広く関係者間で定着しているこの自主規制を公的規制へ格上げする必要があるという声が漁業者の方から上がって、137号の管理委員会から当海区会長宛に、委員会指示による規制強化を求める要望書が提出されております。

この137号の管理委員会は、要望書を提出するにあたりまして、地元の岩柳、玖珂、大島地区のほか、大島郡北部海域で操業実態のあります宇部、吉佐、周南地区の関係者と事前調整をされているという

こととございます。

次の24ページと25ページに提出されました要望書を添付しております。

今説明した内容と重複するところが多いですけれども、改めまして、要望書の内容を読み上げさせていただきます。

平素より、岩柳、玖珂、大島地区の漁業振興につきまして種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、共第137号共同漁業権管理委員会では、大島郡北部海域におけるさわら、たい、まながつお流刺し網漁業の操業について、許可の条件で規定されている漁具の浮子方総延長1,800m以下よりも短い1,000m以下で操業するよう自主規制を定めています。

これは、昭和50年代より当地区の自主規制として存在しているものです。

大島郡北部海域は水深が浅く、島嶼部が多い海域特性上、漁場が狭く、刺網漁業のほか、一本釣り、曳縄釣り等が輻輳することや資源管理の面を勘案し、長年にわたり合意形成されてきた地元ルールとなっております。

また、他地区に対しましても、漁期初めに協力依頼の文書を送付する等、自主規制の周知に努めてきたところであり、広く関係者の間で定着しています。

こうした中、岩柳、玖珂、大島地区のさわら流せ業者の大半から、この自主規制について 公的規制へ格上げを求める声が出てきており、当管理委員会としても、公的規制化によって、これまで以上に安心して操業できる体制が必要と考えています。

つきましては、下記の要望についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、大島郡北部海域で操業実績のある漁業者が所属する山口県漁協、宇部、吉佐、周南各統括支店からは、要望内容について問題ない旨の回答を得ています。

記としまして、さわら、たい、まながつお流刺し網漁業について、大島郡の北部海域、25ページに図面を載せてございますけれども、そちらの海域では、操業に使用する漁具の浮子方総延長を1,000m以下に制限する委員会指示を発出していただきたいという内容でございます。

続いて、資料26ページをお開き願います。

この要望書の提出を受けまして、事務局としての対応案をそちらに載せてございます。

事務局としましては、そちらに載せております委員会指示を新たに発出する方向で関係する共励会等の意見を確認してはどうかと考えております。

委員会指示の案を読み上げます。

漁業法第120条第1項の規定に基づき、次の通り指示する。

1 指示する内容、さわら、たい、まながつお流刺し網漁業について、大島郡北部海域、そこの括弧の中はですね、先程の図面がございましたけど、そちらを表現した内容になっております。その大島郡北部海域では、使用する漁具のうち海中に投入している漁具の浮子方総延長は、1,000m以下でなければならない。

要するにですね、船のローラーにはですね、許可の条件で認められています1,800mまでは積んでいてもいいんですけども、そのうち大島郡北部海域で操業する場合には、海に入れるのは1,000m以下まで、という内容としております。

2番の指示の有効期間ですけれども、令和7年3月1日から令和8年2月末日までということで、このさわら、たい、まながつお流刺し網漁業の許可がですね、1月、2月が禁漁期になっておりますので、それが明けた3月1日から1年間の有効期間ということでさせていただきます。

次に、スケジュールの案ですけれども、本日この委員会でこちらの対応の方向性についてご承認をいただけたら、明日から来年の1月中旬頃までにかけまして関係する共励会等の意見を確認しまして、来年2月の当委員会で改めて委員の皆様にご審議をいただきたいと思いますと考えております。

次の27ページからはですね、参考としましてこの許可の内容等を載せております。

括弧1としましては制限措置、括弧2許可の条件、29ページの方には先程の操業参考図。

資料30ページをお開きいただきたいんですけども、こちらには許可状況ということで、現時点で許可している隻数を載せております。

西は本山以西から東は岩柳、玖珂、大島地区まで広く瀬戸内海で許可をしております。

先程の要望書の中にもございましたけれども、137号の管理委員会が大島北部海域で操業実態のあります宇部、吉佐、周南と事前調整をされているということでしたけれども、ご覧の通り、許可はですね、瀬戸内海の広範囲に出しているというような状況もございますので、一度は共励会の方に意見を確認した方が良く事務局としては考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

森友会長

説明が終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。

河野委員

はい。別に違反するところがないのだったら良いと思います。

うちらは皆良いって言っています。自主規制に違反するところがあるんじゃないですか。言うことを聞かんとところがあるんじゃないですか。

いや、全部が守るのだったら、もうやる必要がないんじゃないですか。守らんとところがあるということでしょ。

許しとる方がおかしいでしょ。どこの組合ですか、それは。

おかしいでしょ。決めた事が守れんのなら、その者は操業させてはいけないんじゃないの、そんなもの。皆が決めていることを。

うちらが皆行って操業したら誰も操業できなくなります。うちには行こうと思えば、幾らでも操業できる者がおるのだから。

よう考えてやらなければ。やるのは良いけれど、皆が迷惑を被ることになるんじゃないですか。

梅田副会長 それに関係する質問です。ちょっと良いですか。

それで、今この要望書をちょっと読ませていただいたんですけど、昭和50年と言ったら、既に50年位になる訳です。

それで地元ちゃんと定着してますよと言いながら、唐突に公的規制にしなきゃいけませんよってということが書いてあるんだけど、何か特別の理由があって、こういう事があるから規制したいっていうことであるんなら皆分かり安いんだけど。

書いてるのを見ると、これまで以上に安心して操業できる体制って書いてるよね。

河野委員 それがおかしいよね。守らないところがあるということでしょ。

梅田副会長 何かこれまでの通りにできない事が起きとるんじゃないかということよね。聞きたいのは。

河野委員 誰もが守っているのなら必要ない。

梅田副会長 河野委員の言う通り、そこが何なのか分からないし、それともう1点。大半の漁業者が了解しているって書いているんだけど、大半ということはね、一部の漁業者が了解してないということでしょ。

そうすると、今ここに、37ページに許可数があるよね。岩柳、玖珂、大島地区で41統の許可がある訳です。

この地区ごとにそれぞれ皆どうなっているのか。ここは反対、ここは賛成とかいうのがあればね、そういうのを言ってもらわなければ、これ審議のしようがないわね。

河野委員 漁場が狭いから、昔から1,000mと決めて操業しています。守らない者がおるということでしょ。

梅田副会長 それらが反対している訳でしょ。
 そここのところをちゃんとテーブルに上げていかないと協議しようがない訳です。
 それで、多分、要望書を書く時に、違反者が何人かおるからこれを取り締まるために法的規制にしてください等の品のないことは言えないから、平野会長は、こういう表現にしたのかもしれないけどね。
 ここで審議するのに、表面だけで、そりゃやれば良いという話にはならんでしょ。実情が分からんのでね。
 ちょっと、そういう所を本音で論議したらどうかということをお願いしたいよね。

河野委員 ちゃんと守るのならいいですよ、決めた事を守る者が馬鹿を見るだけだ。そうでしょう。
 徹底的にやるのならいいですよ。

小田委員 ちょっといいですかね。規制強化の理由としてはですね。まず1つは、自主規制が定着していた訳ですよ、今、河野さんが言われる通り。
 それと、大変お恥ずかしい話ではあるのですが、地元で一部自主規制を守らない者が出ており、その者に対しての抑止効果があるということです。
 137号の漁業者の大半が地元の自主規制を守ってくれている。
 一部の者が守ってくれないため、守っている漁業者からどうにかしてくれと要望が出たもので、事前に各組合が地元の意見を取りまとめて管理委員会で要望を決めております。
 地元では、ほぼ、皆さん守っているんだけど---

梅田副会長 じゃあお聞きしますけど、その守ってない人に対してどういう指導をしているのですか。共励会として---

小田委員 さわら流せには、昭和50年代からこういう規制があつて、その頃はさわらが獲れていたのですが、それが獲れなくなって、ずっと操業を止めていた訳です。
 で、この10年位前からさわらがだんだん増えて来て、新しく許可を得たりして、操業を始めました。その制限っていうのは、その昭和50年に決めたものを守って行こうと---。
 その中でもちょっと上流せとか底流せとか色んな話があつたんですが、そういうのがあつた中で、実際、今、守らないというのはうちの2、3の業者なんですけど、彼等は元から許可を持っていた漁業者です

が、そんな話は一つも聞いてないという話をして、許可では1,800mの制限なのに何故操業できないのかというような話になったわけです。

で、結局、他の浮島や安下庄のさわら流せは、皆1,000mで操業している。

うちの中の2,3の業者が聞いていないという話で、結局、一応、うちの方から、東和支店からうちの関係者に文書も2回出して、で、その後1回呼んで、こういう状態になっているんだから自主規制を守って操業できないのかというような話をしたんですけど、じゃ、そこはちょっと業者同士で話をさせてくれという話もあったんですけど、ただ、やっぱり137号全体の中で、さわら流せ業者以外の関係もあったので、さわら流せ業者だけの会議で決めるわけにはいかない。さわら流せだけの意見を一方的に聞けないんだということになって、じゃあどうするかというようなことで137号の中で話をして、じゃあ委員会指示でちゃんとしてもらって、それで正式に守ってもらう。

河野委員 さわら流せの話をしているのだから、他の業者と話をしてもしょうがない。

小田委員 さわら流せ以外にもさわらの一本釣りとか色々います。

河野委員 短くしろというのだから誰も文句は言わない。

小田委員 だから、一本釣りも短くしてくれって言うんだけど、業者の一部が反対っていうわけで、許可で1,800mまで使えるのだからそれで操業するという訳です。

河野委員 やるんやったら全部それでやれば良いと言えればいい。

小田委員 そう、そうなんですが---

河野委員 それだったら、喧嘩になる。

小田委員 皆が1,800mでやったら資源保護にもならないから、どうにか1,000mで納める方法がないかということで、137号で2回ぐらい協議をして、今日の話になっている訳です。

河野委員 まとまんということなんですか。137号では---

小田委員 自主規制を守らすためにこういう委員会指示を出してくれという

話。

梅田副会長 いや、その、例えば委員会指示なりが出たとするでしょ。その人等は守るのですか。

小田委員 守るでしょう。取締の対象になりますから。

梅田副会長 大体、これ自主規制でやってきて、50年前位からやっとするものを取締しろって言うのなら、最初からやれという話ですよ。

なぜ、過去の人達が、もう汗水垂らしてね、一本釣やら曳縄釣等と調整付けてきたものを、あんた、守れと。ルールを守れと――。

小田委員 現業者同士でも話をしているし――。

梅田副会長 守らない業者が3人おるでしょ。呼んでよく話をしたら――。

小田委員 呼びましたよ。水産事務所に来てもらってやりました。

梅田副会長 だから、彼等は規制になったら止めるっていう訳ですか。

小田委員 許可証で1, 800mまで良いことになっているという訳です。

河野委員 それを言う訳。それを言うたら話にも何もならないですよ。

小田委員 だから137号で協議をして、こういう形が1番良いだろうということで上げさせてもらいました。

河野委員 そこはいいよ。私が言いたいのは他の者まで迷惑がかかるということ。

それをそのままにしていけないでしょう。何で2, 3人のためにきっちりこうしなきゃいけないの。おかしいだろ、それ自体が――。

小田委員 聞かないのしょうがない。
聞くのならここに上げていないです。

河野委員 聞かんのなら何をしてもいいのか。

小田委員 違いますよ。それを聞かすために、協力してもらうために上げているんです。

梅田副会長 いや、それで、委員会指示のちょっと原則論というとおかしいんだけど、例えば、違反してる人がおるから、それを捕まえるために委員会指示を出しますよという、これはとても委員会指示の精神に馴染まんわけです。

だから、今、言うように、違反者がいるのだったら、自主規制にしても、それが問題になるなら、じゃあ地域全体でみんなと話して、あんたに操業をさせませんよという、そういう最大限の努力もしましたとかね。

1回、2回話をしてから言うことを聞かないから、じゃあすぐ規制ねということではなく、委員会指示っていうのはそういうもんじゃない訳ですよ。

なぜかっていうと、例えば委員会指示でやりました、委員会指示で例えば違反したとするでしょ。それはすぐ検挙で事件になる訳じゃありません。

知事さんに、この人が違反してるから守るように命令出してくださいねっていうことをまず委員会が言わないといけないわけね。

そして、知事が、それじゃ分かったということで、知事があんた守りなさいと言って、今度は命令書を出すんですよ。そうすると、その命令を守らなかったら、漁業法の中に50万円という罰金を書いてあるから、じゃあそれを適用して検察庁に送致するわけですよ。

だから、2重、3重に罰則適用は、規制されているんだけど、それはどういうことかいうと、委員会指示は、漁業調整とか資源保護をやるために守られるのが原則なんですよ。守らん者がいるのに、委員会指示でやる、これは調整規則でやったら良いだけです。

そういうことがあるから、僕は、今内容聞いていると委員会に出てくるような要望ではなくて、許可の条件の中でそういう具合にしてやってくれないかと県に要望出すのならまだちょっと効果があるというか、話が分かるような気もせんでもないよね、僕としてはね。

ただ、今言うように、県に出すにしても違反者が3人位おるから、これを取締るために許可の条件を変えてくれというのがさ、どう考えてもこう、何、対外的に説明できないよね、この委員会の論議っていうのは皆オープンになってんだから。

逆に言えば、議事録、皆、出ています。ネットに。2、3人おるからということでは、これ、いじめという、そういうようなイメージ。

自主規制ということなら、私は守りませんと言って何が悪いかっていう人も出てくるよね。

そういうような事もやっぱり考えなければいけないというのが、ちょっと僕の考えなんですよ。

だから、小田運営委員長がもう何回言ってもどうしようもないと言われてるけど、僕は話してないから分らんけど、そこは違うという

気がするのですけどね。

河野委員 言うことを聞かすのが普通じゃないですか。聞かないとみんなが迷惑するんですよ。

言うことを聞かないという者、そんな者はどこでもいます。どこの組合でも。聞かせないとしょうがないでしょう。

みんなに迷惑かけるのだから。聞かんから聞かんからって済ますんだったら、そんなの組合におらすのがおかしいでしょう。分らんのだったら、そうでしょう。

いや、それが自分とこの組合だけで済む話なら良いですよ。

皆が迷惑するのだからそれはおかしいでしょう。

皆1, 800mでやれば商売にはなりません。それは分かっていることです。

さわら流せはちょっとでも長い方が良くかかります。昔の者もよく言っています。だから長さを揃えています。

中には昔やる者もありました。その者は吊るし上げました。網をやってしまうと分かりません。

絶対長いものには勝てません。同じところを操業しても短い方が負けます。

梅田副会長 そうすると、大島の中で片や1, 800m、片や1, 000mでやると随分差があるということですね。

河野委員 それは差があります。話になりません。

こっちの瀬戸内海で操業していましたが、違反して長いのもいます。

やっぱり、長くなるのは長くなります。そういう者は止めさせなければいけません。

守ることができないという事ならですよ。

うちの支店でも大島郡北部海域へ行こうと思えば行けます。多くのさわら流せ業者がいます。

でも、皆が行って操業すれば商売にならなくなりますよ。

他所まで行くのだったら皆が決めていることは守れと言っています。

守らんのだったら行かしはしません。

恥かくだけだよ。

聞かさんから言ってるの。それで済ますのだったら、もう何も決めることはありません。

これ、決めたからって守るのか。きっちり。

言って聞かんのだったら、余計守りはせんでしょ。

分っていて守らないのだから。

言われんのかな、その人間に。

小田委員 いや、何回も呼んで話をしました。

河野委員 いや、違います。
話ただけだったらダメじゃないの。何回も話して、何も聞かない
ということですか。

小田委員 もう3年位になります。

河野委員 おかしいんじゃないの。

梅田副会長 例えば、事件にして、罰金食うたら治るということですか。

小田委員 いや、ていうか、県が許可出しているんだから何で俺等は守らなければいけないのかっていう言い方をする訳ですよ。

1, 800mで操業できると許可証に書いてあるという訳です。

いやいや、昔からこうやってやりよるんじゃないかっていう話を何回もする。で、漁師同士も沖でやって、揉めたりしもしてるんですよ。

で、うちに呼んで、水産事務所も来てもらって、直接話をしても、それでも治らんから、137号で協議をして、こういう縛りができたら守れるんじゃないかという話で要望書を出したものです。

河野委員 今も守っていないのでしょ。

小田委員 だから規制をかけてくれということです。

河野委員 いや、だから規制を作るということは他の者にも迷惑がかかるということになる。決める必要のない規制をつくるということは。その辺りも考えてもらわないといけない。

2、3人のことで全部のさわら流せ業者に迷惑がかかる。

いや、反対というのなら規制しなくて良いですよ。じゃあ1, 800mで操業すれば良い。こちらは、痛くも痒くもない。

あの狭いところで、それで操業すれば、喧嘩のもとになります。

人が守っているから自分が良い目にあっているだけ。許す方がおかしい。

梅田副会長 うん。だから、多分、自主規制の限界ってそういうとこだと思うよね。

これ、自主規制だから、私はそこに参加せんということだとそれで

終わりです。

例えば、皆が決めて、お前等でやれよ、私はその中に入っていないんだから。それはもう自主規制の限界やけど、やっぱり海を共同利用する中ではそれが本当1番大事な話なんです。

それで、そういうその一部の自主規制も、もう全くのアウトロー、知るかお前らのことっていうような、そういう業者って中にはおるんだろうけど、そういう人達を、じゃあどうするかということは、今言うように、例えば、愛媛の連中を捕まえて、治るかといえば治らない。

だから、そういう精神をやっぱり教育していかないといけない。

例えば今言うように、調整規則でも、委員会指示でも良いが、1回やって、それが事件になりましたって、で、1回捕まって、ああ、悪かった、もうやりませんっていうような人なのか。すぐ違反する人なのか僕らには分らん訳で、でも、これ、3人のためにこんなことするかという感覚はちょっと皆さんあるんじゃないかと思うよね。

委員会を何回も開かなければいけないようになるよね。

3人位は河野さんが言うように指導しろよ、できんのかという、ちょっとそういうところが、理解ができてにくいところがあります。

河野委員

まあ、これ1回やってみりゃ良いですよ。

言うことを聞かないというのだから。それでおかしくなってもこっちは知らない。その時は、好きで決めたことを守らないで、何でうち等が守らなければいけないかと皆言いますよ。

森友会長

これちょっと、スケジュールで言ったら1月中旬までになっていますね。これ共励会で意見聞取するのが---

2月に正式に決めるでしょ。3月から許可だし。2月の中旬位で間に合いますか。許可を出すのは。

河野委員

うち等ではみな話をしています。

誰も反対しません。狭いんだから皆長さを合わせて操業するというのはどこも話ができています。

森友会長

これ、25ページに区域があるけど、瀬戸内海でもここの大島北部の区域だけを1,000mにしようとする案ですね。

後のところは、全部1,800mで県が許可出していますよね。この区域だけ1,000mにしようという事ですね。

何故かと言ったら漢字が難しいからよく分からないのだけれど、区域が狭いのですか。

松浦委員

ものすごく区域が狭いんですよ。それと、広島県の漁場の方に何隻

かやっぱ入って、広島県の方から、うちの共励会でとりかい、なまこの協力金もらっているんですけど、それさえも落とすと言って来ました。広島県の方から。

こっちが違反しとるんだけど、違反操業があるから玖珂郡水産会としてお金いただきよところがあるんですよ。とりかい、なまこの入漁料の分で。それも、最後、こう違反者がおると言われて、いや、うちの共励会の方じゃないですよっていう話をして、今は抑えてもらってるんだけど。だったら、要はそういう、ちゃんとこう行使規則なんか載せてからそれらを規制したらどうかっていうのは、これは広島県の方から言われています。

森友会長 何年も前からこの話があるのは聞いてるけど、やっぱり河野さんの言うことは、小田さん、ごもっともだと思います。
 ちょっと1月中旬位までに県も入ってもう1回調整してください。

枝廣書記 よろしいですか。スケジュールですけれども、これですね、今、さわら、たい、まながつお流刺し網漁業の許可がですね、令和9年の2月末までですね、5年間で許可が出ています。
 それに被せる形で、委員会指示をですね、1,000m、大島郡北部海域だけ1,000mというような委員会指示を出すかどうかというような話になってます。
 ですので、スケジュール的には、この1月中旬までに共励会の意見を確認できれば、2月の委員会で、スケジュール的には間に合うというような形にはなります。
 各共励会で審議する際にはですね、関係する水産事務所、もちろん協力しまして、協議が円滑に進むようにですね、サポートはさせていただきますと考えております。

森友会長 文書には、宇部、吉佐、周南の各統括支店とは事前に調整されていますと書いてあります。
 だから、137号の問題だと思います。小田さん、やっぱ話をしてみたらよいと思います。
 委員会に出したら河野さんがいうように漁業者は頭に来ます。
 俺は筋だと思います。

松浦委員 漁業者が出してくれという意見なんですよ。

森友会長 頭にくるのは他の地区の業者です。
 県内で146隻の許可がある。137号は41隻しかありません。
 で、後の105隻は全部他の地区です。

同じ許可だから、岩柳、玖珂、大島だけの許可ではありません。
山口県の瀬戸内海一円で出ています。

小田委員 137号は良いんだけど、隣とかも来る可能性があるところも了解を取った方がよいということですか。

松浦委員 了解は取ったんですよ。

森友会長 他の地区は了解を取っている。

小田委員 光熊毛とか。

松浦委員 宇部も吉佐も周南も皆さん了解はしてくれてるので、今まで自分等も行くときには全部1,000mで切って行きよるから何の問題もないよという回答はいただいています。

森友会長 小田さんとももう1回説得してみてください。

梅田副会長 ちょっともう1ついいですか

今言いましたように、東和の方でもう1回、その人達と話もされるのも大事だし、これ今、委員会指示でという要望になってるんですね。どういう発想で委員会指示ということで要望が出てるのか僕もよう分かんないんですけど、例えばこの27ページに許可の条件というものがあるじゃないですか、色々。

これ、少なくとも、例えば操業期間、許可の条件の2、これ大島郡北部海域について特別こうですよとなっています。

それとか、4番目の距岸制限、これについては内海一円と大島郡北部海域について、別の規制に分けていますね。

で、そういうような仕組みの中で、この浮子方だけ委員会指示というのも何となく整合が取れんし、基本的に許可の条件の中に、例えば今こういう1,000mというのを公的規制にするというようなことで合意ができるとすればね。この許可の条件の中にやっぱり一部改正で入れ込んで、そして許可の条件というのは、捕まえたらすぐ検挙できて事件にできるから即効性がある。

委員会指示は、さっき言ったように、もうまどろっこしいですよ。

それで、あの事件にして罰金取ろうとした場合、2回現認する必要があります。河野さんはよくご存知ということですが、例えばこの1,000m入れとるのか、1,800m入れとるのかっていうの、現場でどうやって現認するのかってことなんですよ。

流れよる網を操業を止めて測る。例えば取締船で1,000mの網

を繰って測って確認するのは至難の技よね。

それを委員会指示だったら2回も現認しなければいけないわけですよ。だから、取締り、例えばこういうことやった時に取締りどうするかって、聞くところによると、今レーダーが発達してるから、ここに漁船おりますって、で、ここは船首やろ、で、こっち側にさわらの網の1番端にマストみたいのが立っていたら、レーダーで、大体1,000m以上あるのが分かる。

分ったからと言って、それで事件化できるわけじゃないから、じゃあ今疑わしいとなったら、立検でね、立ち入り検査で止まれということで、操業停止はできるんですよ。

で、操業停止して、あんた疑いがあるからって言ったら、じゃあ、網を測らせてくれということになります。例えば、網目は測れといえ、直ぐですよ。それとか、網丈位ならすぐ測れるけど、網の長さ1,800m出とるやつを、どうやって手で揚げるのかということですよ。

だから、現実問題、こういうさわら流しとかいう網の長さというのは、かなり慎重に、規制をしなければいけないということもあるけど、既に1,800mとかなつとるからね。

ただし、大島郡北部海域においては、1,000m以下とするってすれば良いだけで、それの方が簡単よね。

だから、それは県の方の考え方もあるんだろうけど、これ、今言う大島郡北部海域の浮子方だけが委員会指示ですというのも、ちょっと、全体的な整合性ないから、許可をもらった者は許可証を見てから制限は分かるが、他に委員会指示があるのが分るのかという話ですよ。

委員会指示と一緒にしていないのだから。ちょっと問題があるんじゃないかということです。

河野委員

要はそうしなければ、皆が守ってくれないということで皆が言いよるということでしょう。

これをしたって守らん者は、守りはしません。そんなぬるいことをしたって。

あれだけ言うたって聞かんちゅうことですから、どうしようもないってことでしょ。

梅田副会長

1回事件にしたら指導できる。

森友会長

許可の条件にしたら許可を持っている者から色んな意見が出る。

当初貰った許可には条件に入っていないので、これを付け加えてみたいな話だけど。うん。それはダメですね。それは。最初のとは違うんだから。

今の許可は令和9年まで出しているんでしょ。途中で変えられるの

ですか。

枝廣書記　　よろしいですか。今の、委員会指示ではなくて、許可の条件で規制をした方が良くのではないかという梅田副会長のご指摘ですけれども、手法としましてはどちらもあり得るという風には考えておりますけれども、こういった局所的な規制につきましては、まず委員会指示で規制を行って、で、それが定着してきた場合には、許可の条件の方に移行するというようなことが一般的かと考えております。要望書の方にも委員会指示ということで書かれておりますので、事務局としましては、委員会指示が現時点では妥当ではないかと考えております。

河野委員　　なるべくなら許可で決めるよりは、今から、若い者が長い間操業するのに船が少なくなってくるかもしれません。年配の人がどんどんやめていっているのです。
きっちり決めたらそれをまた変えるってのは大変なことです。そうでしょう。

松浦委員　　で、とりあえず委員会指示で、こう推移を見ながら、それで違反があるんだったらまた許可にするとか。

河野委員　　そのようになつたらしょうがないかもしれんけど、いっぺん決めると、中々変えられるもんじゃないけどな。
それはもう組合員が5人か10人しかいないのならどうでもいいけど、うちが多いからっていうんじゃないけど、やっぱ若い子は結構おるし、さわら流せを操業する者も結構おるから。
皆がやめて漁場が広くなっても決まりは決まりだからと言われたらまた楽しみも何もない。
今、決めにゃいけんことは決めにゃいけんけど、一応、さしずめ許可の条件でスタートするってたら、やっぱ反対すると思うよ。守っている者も。
先のこと考えたら。
なかなか許可って決めたら簡単に変えられるもんじゃないからね。
全部の意見を聞かなければいけんのやから。許可変えるといったら。縮めるんはええけど。
いや、うちのなまこでも県はこうやるって言っても、他の建網がダメと言ったらダメなんだから。
これ本当に一度決めたら、そこは、一応は今言う委員会指示でもやってみたら良く分かりますよ。
なんかしたら、守ってくれるんじゃないかと思って言っていると思います。

本当はそれ自体がこっちにしたらいい迷惑ということです。本当を言えば。

だけどそっちは困っているからうちらでも一緒ですが、うちらは他所者です。言い方は悪いけど。同じやって良い許可がある言うても。

だから、その地元、地元の言うことを聞こうということで、皆、守ってっているのですが、なんか守ったからって、地元が守っていないのだから喧嘩になる元です。本当に。

梅田副会長 委員会指示で行ったらいいんですね。

河野委員 うん、許可はもう、最終的に、もうどうにもならんというのならしょうがないけど、一応そう言うのだから、やってみたら良いと思います。

それを守ってくれりゃそれでいいし、いや、守ってくれというだけなら、守ってくれと言うだけで、それで済むんだったら、誰も決まりなんていりません。

言うこと聞かんからで済むのだったら簡単なものです。何でも。

向井事務局長 河野委員が言われるように、委員会指示っていうのは、局所的な調整、それから機動的な調整ができるということです。

で、許可の条件、梅田副会長の言われる条件でやってしまうと、もうそれが固定化してしまうということになるので、事務局の案としてはですね、とりあえずこの委員会指示の方でやってみて、様子を見てですね、次の令和9年の2月の許可の切り替えにあたって、またそれをどうするかというのを判断すれば良いというように考えております。

河野委員 一回、やってみたら良いと思います。

向井事務局長 で、今回決めるっていうわけじゃなしに、もう1回各共励会に、持ち帰って、まだ本山以西とかありますので。

河野委員 そりゃやらんでいいです。うち等は話がまとまっています。前から分かっています。皆もそれは守らないといけないと言っています。

向井事務局長 宇部地区については了解しました。まだ本山以西とかがありますので。

河野委員 いや、心配せんでもいうことを聞きます。行く者はおりません。

ほとんど、うちがメインです。うちがいうこと聞いたら、もう違反する者はいません。

梅田副会長 河野さん今日決めたら良いということですか。

河野委員 いや、別にええけど。来てもらわんでもいいです。

森友会長 今日はスケジュールを決めるだけじゃないのですか。

向井事務局長 一応、本日ですね、委員会指示の案を示しておりますので、この案で良いのかっていうことを1度、持ち帰るっていう話で。

森友会長 小田さん、それで、1月中旬ぐらいまで、ちょっと県も入ってもらって、本当にもうちちょっと説得してみてください。
そうしたら、委員会指示も出しやすいんじゃない。調整監いいですか。

向井事務局長 はい。事務所と一緒にまた調整したいと思います。

森友会長 他に意見がなければ、さわら、たい、まながつお流刺し網漁業に係る委員会指示を発出することについて、関係する共励会の意見を確認することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

はい、異議なしと認めます。第2号議案については、関係する共励会に意見を求めることとします。

本日の議案は、以上となります。続いて、報告事項に移ります。

報告事項は、「令和6年度大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局の中元です。座って説明させていただきます。お手元の資料の31ページをお開きください。

令和6年度大分県姫島と山口県の漁業者交流会の結果について、報告させていただきます。

令和6年10月1日の火曜日に大分県の別府市で開催されました。

出席者としては、大分県の姫島関係者8名、本県漁業関係者8名、本県当海区からは、森友会長、河内山委員、内藤委員、渡壁委員、田中委員にご出席いただきました。

その他、大分県、大分県姫島村及び山口県行政の総勢25名が出席

いたしました。

4 番の議事及び審議結果については、この 1 年間で大きなトラブルがなかったことや、姫島村長の勇退を控えていることもあり、終始円満な雰囲気での意見交換がなされました。

主な内容としては、姫島側からは、今年のはたこが異常発生し、1 日 200 キロ獲る者もいたとの情報提供がありました。

本県側からは、たこつぼと本県底びきの漁業者同士で決めた棲み分けラインがありますが、少しはみ出しているたこつぼがあったため、今年、行政にラインの緯度、経度を算出してもらったので、それを基に余裕を持って操業しようと要請しました。

また、春先、大分空港の沖で大分の建網漁船が多数操業しているため、本県の底びきがどのようにかわしていいかわからないと話したところ、それは姫島ではなく、大分県本土の船であり、何処の地区が確認したいとの回答がありました。

最後に、本県側からは、兵庫県や本県で取り組んでいる下水処理の規制緩和について、大分県での状況を確認したところ、議論を始めているとの回答がありました。

最後に、交流会終了後に情報交換会を開催しました。報告は以上になります。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。

それでは、続いて報告事項Ⅱ「令和 6 年度さわら流刺し網漁業と小型機船底びき網漁業との操業調整に関する漁業者協議会の結果について」事務局より報告をお願いします。

枝廣書記 はい、事務局の枝廣です。資料 32 ページになります。

こちらの漁業者協議会につきましては、先月、10 月 19 日に県漁協宇部統括支店の方で開催しております。

こちらの協議会ですけれども、約 10 年ぶりの開催となっております。

開催するに至った経緯としましては、底びきの方がですね、流刺し網によって操業しづらいというような声が出ましたので、開催することとしました。出席者として、さわら流せの方が 6 名、底びきが 11 名で、調整委員として、梅田副会長、河野委員、河内山委員の 3 名に代表してご出席いただいております。

後、山口県行政も含めて総勢 25 名の出席者となっております。

結果ですけれども、双方の操業上の留意事項につきまして、円満な雰囲気で見え交換がなされております。主な内容としましては、さわら流せの方から、底びきがさわら流せをかわす方法は、船の下手の方から少し離してかわすのが1番安全である等について説明をされております。

さわら流せ側から底びきに対しては、トラブルを避けるため気軽に無線で連絡してほしいと要請をされております。底びきからは、さわら流せの漁具の1番先端の赤い灯火が見えにくいため、レーダーに映るような反射板を設置してほしいと要請され、さわら流せの方が持ち帰り、検討することとなっております。

底びきからは、さわら流せが帰港時に回転灯を回しているけれども、操業時との区別がつかないため、回転灯の上に、別にですね、白い明かりをつけて欲しいと要請をされ、さわら流せが検討するという事になっております。

今回の協議会ですけれども、今回、10年ぶりにやって非常に有意義であったということでしたので、来年もですね、同じ時期に開催をするということが決定しております。報告は以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。

続いて、報告事項ウ「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について」事務局より報告をお願いします。

枝廣書記 はい。引き続いて、枝廣からご報告いたします。西日本ブロック会議は、今月の7日、大阪の方で開催されております。

出席者ですけれども、西日本ブロック関係海区、12海区の会長等が出席をしております、当会区からは森友会長と私、枝廣が出席しております。

また、来賓としまして、水産庁の城崎室長が出席され、総勢39名の出席となっております。

議事及び審議結果ですけれども、まず、令和6年度要望活動の結果につきましては、関係省庁等への要望結果について全漁調連事務局の方から報告がございました。

続いて令和7年度、来年度の要望事項についてですけれども、西日本ブロックとして、そこに記載しております5つの項目を要望するということが決定をしております。

概ね、前年度と同様の内容となっております。その他、他ブロック

からの新規要望事項というものがございましたので、全漁調連事務局の方から説明があり、異議なく承認をされております。

3番、次期開催海区についてですけども、来年度は高知海区に決定しております。

その他としまして、現在、各海区が発出しております委員会指示の発出経過ですとか、現在調整問題となっている事項につきまして情報交換を行っております。

最後に現地視察ということで、翌日の11月8日にですね、大阪府漁業協同組合連合会におきまして大阪府の漁業についての概要説明を受けたほか、大阪府のいわし巾着網漁業協同組合の荷捌き施設におきまして、いわし船びき網による水揚げ状況を視察しております。

このいわし船びき網ですけれども、元々は各浜で相対取引で行われていたようにですけれども、それを入札制度に変更したと、それとともに、荷揚げ場所を1か所に集約したということでシラスの単価が跳ね上がったと。

また、入札システムのデジタル化によりまして事務の効率化、作業時間の短縮が図られたというような説明がございました。

報告は以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 よろしいですか。

続いて、報告事項エ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

國森主任 水産振興課生産振興班の國森です。座って説明させていただきます。

「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ）」ということで、国の追加配分等で漁獲可能量が増加する場合は、この場で事後報告をさせていただくということになっておりまして、今回まあじが追加となりましたので、報告させていただきます。

まずは、資料に沿って説明させていただきます。

付帯決議についてということで、知事管理漁獲可能量の変更が発生した場合、その都度、当該漁獲可能量の変更について、海区漁業調整委員会に諮問する必要があるんですけども、漁獲枠が逼迫した状況においては、この手続き中にこの漁獲可能量を超過する恐れがあるといったことから、追加配分が、融通等、漁獲可能量が増加する場合においては、円滑な漁業を継続するために、海区漁業調整委員会に対しては事後報告を行うということについて、当管理年度に先立って下記

開催の海区漁業調整委員会においてご了承いただいたところということで、下にご書いております令和5年12月18日に付帯決議ということで、この事後報告に関して了解をいただいております。

今年、令和6管理年度のまあじについては、国からの配分変更、追加配分ということで、以下の通り、漁獲可能量に変更が生じ、手続きを行いましたので、報告をいたします。

2番をご覧ください。今年、令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の変更についてということで、年度当初に2,800トンで当初配分が行われておりまして、それから5月13日付で500トンの追加で、県全体で3,300トンということになっておりまして、こちらは6月の委員会で報告済みとなっております。

今回は、令和6年10月1日付で3,700トン、プラス400トンということで、関係者合意による国保留分からの追加配分ということで増加しております。で、数量明示の配分を受けている県といたしまして、島根県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県と、大臣管理区分ということで、大中型まき網、こちらの関係者の合意ということです。説明は以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。

10月はまあじが余り獲れなかったけど、余るだけありますね。

國森主任 そうですね、10月は中型まき網が1日も出てないと聞いておりますので、トータルの漁獲としては10月末で消化率46パーセントということで、去年もあまり獲れずに大体同じような獲れ高で推移してるんですけども、ちょっと消化率が低めということで推移しております。

森友会長 続いて、報告事項オ「カタクチイワシ瀬戸内海系群のTAC管理の調整状況について」水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査 水産振興課の吉田と申します。それではですね、カタクチイワシ瀬戸内海系群のTAC管理の調整状況ということで、別冊でですね、A3の横とA3の縦とA4、2枚、これ、参考資料のご説明資料ということで用意させていただいてます。

今からの説明はですね、このA3の資料とA3縦の資料を説明させていただきたいと思っておりますので、それをちょっと一番上の方に置いて

いただければと思います。

それでは、座って説明させていただきます。まず、A3横の資料をご覧ください。

カタクチイワシの瀬戸内海系群のTAC管理の調整状況ということで、以前のですね、委員会の中でもご説明させていただきましたけども、水産庁の方がですね、資源管理の方法をですね、大きく変えていくという漁業法の大改正を行ったところです。

具体的には、皆様ご承知のところだと思いますけども、従来のですね、資源管理の方法、獲る方法、許可の期間であったり漁具の規格であったり、そういったところから漁獲量の管理、いわゆるTACによって資源をコントロールしていくと、そういった新たな資源管理が開始されていると。

水産庁としては、今現在ですね、所謂TAC管理の魚種、TAC対象種が9魚種ほどありますけども、それで大体漁獲量ベースでですね、6割というところを、それを8割にするんだというところで、残り2割を増やすためにですね、TAC管理の対象魚種を増やしていきたいと、そういったところで、今関係漁業者、県等と国との間で調整を進めているというところでございます。

今回ですね、報告させていただきますカタクチイワシ瀬戸内海系群につきましても、そのTAC候補に入っておりますので、その状況をですね、説明させていただきたく、報告事項として挙げさせていただいております。

具体的にですね、2番以降で調整状況について説明をさせていただきたいところなんですけど、まずはですね、このA3の縦のですね、どういう風な流れでTAC管理が開始されるかっていうのをですね、ちょっと簡単に流れを説明させていただければと思います。この上と下ですね、分かれておりますけど、まず上のところがTAC魚種、法律上ですね、TAC魚種にしますよと、そういうところまでの指定の流れでございます。

その下の方ですけども、次はですね、TAC魚種に指定された後、本来であればですね、漁獲量が関係県に提示されて、その範囲内で操業するというのがTAC管理なんですけども、新たにですね、TAC魚種に指定されたものについては水産庁が直ぐにはやらずに、TAC管理をせずに、TAC管理のステップアップ、この表A3の下の方ですね、ステップアップという、そういった期間を設けて、所謂実質的な、本格的なTAC管理に入る前の助走期間というのを設けているということで、そのTAC管理を本格的に開始するにあたっては、まず上の流れの中でTAC魚種に指定するという手続きがあった後にですね、下のTAC管理のステップアップというところで、助走期間中にですね、TAC管理に向けての課題等を整理していくと。

その課題が整理されたかどうかというのをですね、再度、下の方の⑤にありますけども、関係者とステークホルダー会合、関係者と話し合う機会を設けて、そこで認められればステップ3という形で実質的なTAC管理の開始という風な流れになっているというところでございます。

このA3の上の方になりますけども、今、カタクチイワシのですね、調整状況については、この破線で囲っているところが終わりました、今ですね、②のですね、TAC魚種に向けての検討手続き的なところになっているというのが現状でございます。

また資料A3の横に戻っていただいて、2番でございますけども、先程ですね、この破線のところ、TAC魚種指定に向けての協議が終わって手続きに向かっていると説明しましたけども、県としてはですね、まず2の(1)として今までどういう対応をしてきたかというところですけども、TAC魚種指定に向けてはですね、水産庁も関係漁業者には、会議がある度にですね、漁業者の理解と協力を得た上で説明するとしております。

そういったことからですね、A3縦の上の方の破線で囲っています通り、ステークホルダー会合、第3段階というところですけども、ステークホルダー会合、これはですね、水産庁が主催で会議を開催して、誰でも参加して良い、利害関係者であれば誰でも参加して良いという、そういった会議でございますけども、これを開催した上で関係漁業者の理解を得るというところでございます。

県としてもですね。まず、A3横の2、(1)の一番上の丸ですけども、まずカタクチイワシにつきましては、これ、TAC管理というのは漁獲量でコントロールするというものですけども、漁獲量以外にもですね、環境の良し悪しによってカタクチイワシが大きく影響を受けてですね、その予測が非常に難しいと、仮にですね。その予測を間違った場合、本来、海にはカタクチイワシが100いるとした場合、その漁獲枠は50と、そういった予測をする場合もあるので、そういった問題点があるということから、十分なですね、関係者の理解を得る必要があるということですね、このステークホルダー会合、令和5年の5月から始まって1年間、1年後のですね、3回目の令和6年の5月28日の一年間かけてですね、議論が進められたところですけども、県としては、これをですね、まず強く意見をしたというところでは。

所謂そのTAC魚種に指定された後はですね、後戻りできないと、そういった状況でございますので、まずTAC魚種に指定される前にしっかりと議論をしてくださいと。

で、今現在ですね、山口県内海東部海域ではカタクチイワシの漁業が盛んに行われておりますけども、既にですね、自主的な資源管理を

行ってそれが成功しているということから、そういった自主的な資源管理をやってる方々がそのTAC管理という大きな資源管理の方法の転換に向かうに当たってすごい不安を抱えているので、そういった不安の解消に向けた丁寧な説明をしてくださいというところをですね、ステークホルダー会合の3回にわたって強く意見をしましたし、山口県漁協のですね、関係者の方々もそのステークホルダー会合に同席して同様の意見をですね、したところです。

しかしながらですね、水産庁におきましては、先程説明いたしましたこのA3縦のですね、下のカテゴリーでTAC管理のステップアップと、そのステップアップというのは、TAC魚種の本格的な開始に向けての課題を解決する場ということから、その間にですね、しっかり課題の解決をしたいと思うので、まずはTAC魚種に指定をして、そういったTAC管理のステップアップにしたいと、そういった取りまとめをして、本県ではですね、そういった取りまとめはまかりならんということで強く意見をしたところですけども、水産庁としてはそういう取りまとめをして、今、先程申し上げましたTAC魚種の指定に向けた手続きが行われているというところでございます。

もう一度ですね、A3縦の資料に戻っていただきたいんですけども、この破線のですね、下のところに、TAC魚種に向けての検討後のTAC指定までの手続き、要はステークホルダー会合で取りまとめた後に手続きをしないといけないというところで、その内容を記載しております。

具体的に言いますと、TAC管理をする魚種に指定するにあたっては、まずは、国が作っている資源管理の方針があるんですけども、それを変更するという手続きで、2点目に、都道府県が作っている資源管理の方針を変更する手続きというものがございます。

流れとしては、国が整えば、それに即して都道府県の管理方針を変更するというものでございまして、すでに国の手続きは完了しているというところです。で、国の手続きの中にですね、パブリックコメント、所謂大きな利害が関係する規則改正なり法律の、法令の改正に当たっては、こういった一般の方々に意見を聞くという手続きが必要になってございます。

資料に戻っていただいて、A3縦の今度は右側の方でございすけども、県としてはですね、先程説明させていただきました通りカタクチイワシについてはですね、そのTAC管理、要は資源量を把握した上で、その漁獲量でコントロールして資源を持続的に利用するという手法がなかなか難しい魚種だと、そういった認識で、TAC魚種に指定する前にしっかりと課題を解決していただきたいということで強く意見したところでございますけども、水産庁としては、そうではなくて、TAC魚種に指定した後、TAC管理のステップアップという期

間で解決したいというところが取りまとめられたと。

当県としては大変不本意でございますけども、まずはですね、生産者の方々に不利益が生じないようにですね、パブリックコメントの中で、大きく4点ほど意見をしたところですよ。

それが本県からの意見ということで、A3横のですね、右側の括弧で囲っているものでございますけども、4点ほどございますけども、簡単に申し上げますと、まず1点目がですね、まず、資源管理の方向性を大きく変更するTAC管理の導入っていうのは、やはり漁業者に大きな不安を与えるので、丁寧な説明をして、まずは漁業者の自主的な資源管理の取り組みを踏まえて、信頼関係を築いた上でですね、進めて欲しいということで、2点目として、2の①から③でございますけども、先程申し上げましたカタクチイワシのTAC管理というのは、所謂その資源量を予測するっていうのは非常に難しいので、その予測が外れた場合でも、海の中に、カタクチイワシが100いる、そういった時に、海の中には50しかいないよと、そういった予測をした場合、不利益を被るのは漁業者ですので、そういった予測をした場合もですね、なんとか通常通り操業できるような仕組み作り、セーフティネットみたいな仕組みをですね、作って欲しいと。

それを作った上で、タック管理のステップアップの中でしっかり説明をして理解を得て欲しいと。

このTAC管理のステップアップは、1と2とステップ1とステップ2で分かれているんですけども、その仕組み作りはステップ1の中でしっかり示して、その了承が得られないとステップ2には行かないで欲しいという意見をいたしました。

それを、その上で、ステップ2のですね、期間中に、今 仕組みを作ったものをですね、実際に運用してみて、業者の理解を得た上で、ステップ3に向けたステークホルダー会合を開いてくださいというところですよ。

要望の最後として、従来はですね、TAC管理になった魚種については、そのTAC漁獲枠はですね、過去の漁獲実績で配分するというのが通例なんですけども、山口県の東部、カタクチイワシの漁業が盛んなところについて、かなり強いですね、自主的な資源管理をやって成功を納めてうまく資源を利用しているという状況ですけども、一方で、他の地域ではそこまで強い資源管理を行っていないと、そういった地域もございますので、一律にですね、過去の漁獲実績のみではなくて、そういった資源管理の取り組みを踏まえた漁獲配分をして、真面目に資源管理に取り組んでるものがバカを見ないような、そういった形で漁獲枠配分を検討して欲しいという、この4点をですね、意見をしたところですよ。

県としてはですね、本来はこのTAC魚種に指定する前にしっかり

と漁業者の理解を得た上で進めて欲しいというところを再三意見したところですけども、他の県がですね、賛成はしてないんですけども、ステップアップの中で議論するのは致し方ないと、所謂山口県のみがそういった意見をして、それ以外は一部容認という形になって、ステップアップに向けて今手続きが進められているというところでございますけども、一番守らないといけないのは、今まで通りですね、強い資源管理をやっているにもかかわらず、TAC管理によってですね、現場の漁業者の方々が不利益を被るということを避けないといけないと思っておりますので、今申し上げたパブリックコメントの意見を出すとともにですね、このステップアップ、仮に入ったとした場合はそれを守らすようにですね、しっかりと意見をしていきたいという風に考えているところでございます。

それが、A3のですね、今後の対応までの説明でございます。

今後の対応といたしましては、関係漁業者の現状説明ということで、このステークホルダー会合、今年ですね、5月28日に開催されました。その会議にはですね、関係漁業者の方々、内海東部の方々にお声がけをさせていただいて、出席等していただいたところです。

ですので、このステークホルダー会合までの状況については理解をしていただいと認識しておりますけども、その後ですね、こういった形でパブリックコメントなり、手続きが進んでいるという状況については説明していないというところと、令和7年1月からですね、水産庁はTAC管理のステップアップ、あと2ヶ月かからないうちに開催するという方向で進めておりますので、まずはですね、その方々に現状説明ということで、県と、また県漁協の本店のですね、指導部の方々と併せてですね、説明をさせていただきたいという風に考えております。

2番目といたしましては、先程説明しました通り、このA3縦のですね、TAC魚種の指定までの手続きということで、国の方は手続きを完了いたしましたので、県の資源管理方針というのを変更する必要があります。

それに当たってはですね、この海区漁業調整委員会への諮問という手続きもありますけども、それに当たっては、まずは今申し上げた現状の説明をですね、関係漁業者へしっかりした上で、その状況を踏まえてですね、来月も海区漁業調整委員会が開かれるという風に聞いてますので、その結果を踏まえてどうするかという部分をですね、検討の上、対応したいという風に考えております。

ちょっと説明長くなりましたけども、報告事項をというところで説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

梅田副会長 ちょっといいですか。

まず1つお聞きしたいのは、この12月下旬に資源管理方針の変更の手続きについて委員会で諮問とかになりますよね。

それが通らんと、1月からのステップアップ管理に間に合わんっていうことになるよね。そうした時に、いや、山口県の漁業者全部が合意しとらんのに、委員会が単独でそんな変更はできません。

条件が整わないから12月の中下旬には、変更の手続きは承認できないとなった時に、どうなるのですか。

国は何かいじめをしてくるのですか。

吉田主査 今までですねTAC候補種について、他の魚種もですね、同様に手続きを行っておりまして、こういった事態を招いた水産庁の対応が悪かったという風に県は認識しておりますけども、こういった事態が起こったTAC魚種はないというところで、ちょっと県としても水産庁がどのように出てくるかっていうのは予測しかねますけども、一応、法令上はですね、国の方針に即してない都道府県の方針は変更できるような規定があります。法律上はですね、あるんですけども、そのような手続きについては水産庁もなかなか取りづらいという風には思っているところですけども、その辺についてはちょっと予測できないというところでございます。

森友会長 もう、なびいたのですか。

吉田主査 なびいたというわけではなくてですね、県としてもできる対応は、ステークホルダー会合を含めてですね、しっかり意見をしてきたところですが、水産庁は他の県の了解を取り入れて取りまとめを行って、こういう事態になっているという状況でございます。

ですので、県として一番守らないといけないというのは、しっかりですね、内海東部地区で自主的な資源管理を行っていて、それがうまくいっていると、そういった状況が、TAC管理になったことによってですね、脅かされるというところが守らないといけないというところと思っていますので、しっかりですね、従来通り操業できるようなルール作りっていうのをですね、意見をしていくしか正直手段がないという風に考えております。

県としても非常にですね、ステークホルダー会合を通じてそういった意見が通らないっていうのは悔しい部分ではございますけども、先程申し上げた最終的に守らないといけないっていうところを守るために、これしか今のところ、行政としてですね、手段がないというところですので、その点はちょっとご理解いただければと思います。

梅田副会長 それともう 1 点、再々言ってますが、カタクチイワシは、獲る量よりも他の魚に食べられる量の方が 多いかもわからんよね。そんなことの実態が分かりもせんのに、なぜこのカタクチイワシの資源がこうだから、獲るのはこのぐらいにしないといけんということになるの？

資源量が出せないなら出せないと言えればいいのに。それで、出せんけど、こういうようなやり方とかっていうならまだ分るけどね。

それともう 1 つ、カタクチイワシみたいに魚の一生が全部使われる漁業ってないよね。例えばシラスがおるやろ、カエリがおるよ、それで田作りがおるし、今度は煮干しがあるし、今度、今言うようにめざしがあります。

そうすると、シラスの TAC、カエリ用の TAC、それで、今言うように田作り用の TAC とかね、煮干し用の TAC とか、めざし用の TAC とかで、それ、魚種をみんな分けていくんかね。

どれ獲っても皆同じということだろうね。

吉田主査 まずですね、梅田副会長が冒頭におっしゃられ、1 点目とおっしゃられたカタクチイワシとしてですね、所謂漁獲量でコントロールするってのが TAC 管理の趣旨なんですけども、環境変動の要因によって大きく減ったり少なくなるということから、まずカタクチイワシは TAC 管理に向いてないと。

やるんであれば、先程説明させていただきました通り、しっかり説明をせんと これは理解が得られないよというところをですね、強く意見したところなんですけども、そういった課題は、いわゆる県から見たら先延ばしして、TAC 管理のステップアップという期間中にやるという風に水産庁は強硬に進めてきたというところでございますので、県としてもですね、今、梅田副会長がおっしゃったような趣旨で、そもそもそういった資源の予測の不確実性があるんだから、やるとしても、しっかりセーフティーネットと言いますか、予測が外れた場合は、外れた場合においてもその利用者に負担にならないような制度を、仕組みをしっかり作ってほしいというところで意見をしているところでございます。

2 点目ですけども、水産庁の内容としては、シラスとシラス以降のカエリというのを大きく 2 つに分けて管理していくという風な案が出て、案というか、そういう方向で進めております。シラスに関しては、これもかなり関係漁業者から、意見が出てるところなんですけども、TAC 管理ではなくて漁獲努力量の管理で行くというところで、カエリ以降については TAC 管理でいくという風な方向で 話が進められてます。

この趣旨としましては、ちょっと県としても水産庁の説明あまり理解できないんですけども、要するに、シラスというのは、大量に自然

発生をするという中で、いっぱい所謂自然に死亡する。

獲られたり、獲られずに環境が悪くて死んだりという数があって、漁獲量はその大量の中の極く一部の割合に過ぎないから漁獲量の管理はなかなか難しいっていう部分と、まずはそういった状況なので資源の評価の予測が難しいという風な理由でですね、漁獲量の管理ではなくて、漁獲努力量の管理という風に説明をしています。

これに対して県としては、そんなの、カエリもですね、同じようなものだから一緒じゃないかっていう説明をするんですけども、色々説明をして、そうじゃないよっていうところですね、なかなか議論が噛み合っていないという状況でございます。なので、もう少ししっかり説明をする期間を設けてくださいっていうのはですね、再三に亘って言ったんですけども、そういった説明の、そういった課題の解決はTAC管理のステップアップでやっていくと。

県から見たら、少し先延ばしをして、問題点を放置してまずTAC魚種に指定するんだという意図がですね、すごいもう透けて見えるというところではあるんですけども、そういった形で、他の県のですね、了解を得て進められているという状況でございます。

梅田副会長 ちょっとしつこいけどね、TAC魚種に指定されたら、バックはできないですよ。そのまま進むだけですね。

だから、今言うように、シラスというのは子供ですよ。

子供に何にも管理せんのに親だけ管理しようって、そんな馬鹿なことがあるかというのが私の考えです。

それで、そういうことが資源調査で分からないというのなら、そういうのが分かるような研究してからやね、次のステップでTACやりやええことじゃないですか。分らんままで、シラスはもう自由ですって。

それで、後、カエリから以降、漁獲量が分かるかもしれんけど、それは管理しますなんて、こんな理屈があるもんかい。

だから、そういうことができないから、もう少し研究しますよと。

その時に、私はTACとしてこういうことが説明をできるからTACやりましょうってやりやええこっちゃ。なんでそんなことせんの。

森友会長 瀬戸内海でも山口県だけじゃないですか。ここまで言いよるのは吉田さんや、うちの鑑等です。

それでも他所の県は なんも言わんと一応ステップアップに行くことを了承しています。

うちの県はものすごく反発しています。

河野委員 そりゃ、組合長がおるから。反発しないとおられんから。

森友会長 いや、山口県くらい資源管理しているところは、ありません。半年操業ですよ。

河野委員 あんまり、県をいじめんなよ。

梅田副会長 いや、いや、いや、吉田さんをいじめているのじゃなくて、国に言えと言っています。
国と喧嘩をすればいいじゃないですか。

小田委員 ステップ1の中で課題の解決できなかった時は次には進まないとの回答を会議の中で得ています。
それは間違いないね。

吉田主査 おっしゃる通りです。県としても、梅田副会長が――。

森友会長 吉田さん、言わない方がいい。ステップ1もステップアップにする時と一緒に。ええよ、ええよと言わん方がいい。国は絶対やるから。
どうやって、ここで反対するかだけです。認めてしまうとダメです。
吉田さん、本当のことを言えばそうでしょ。

梅田副会長 いや、会長さん、ちょっと聞きますけど、これ今、例えば県の資源管理計画を変更しないと言ったらどうなりますか。

森友会長 やってしないと分かりません。今、それをやろうとしています。
一切県の話に乗りませんと言っています。

河野委員 あまり攻めてはいけん。この人等が決めている訳ではないので。
言われたことをしょうがないから言っているだけだから。

森友会長 水産庁から言われたことを――。

河野委員 余り攻めてはいけません。意見は分かるけど。
私等も言いたいことは山ほどあります。

森友委員 決められると何かせんないですね。
いくら資源管理の枠で調整しますと言われてもここ3年の漁獲量が主になるのでしょう。
広島県と比べると漁獲量が大きく違います。
それで、山口県が豊漁となったとします。枠がとれますか。

吉田主査 正にですね、資源の予測が外れた場合にこういった形でフォローアップするかっていうのをしっかり水産庁が議論すると言ってますので-----。

河野委員 する訳がありません。言うだけです。

森友会長 まぐろと同じです。
向こう3ヵ年か5ヵ年の平均で枠を配分すると思います。

河野委員 さわらでも同じです。TACにしてもサゴシに許可出して獲らせている。

馬鹿じゃないかと思います。何のために資源管理しているのか、小さいのを許可出して獲らせている。

おかしいでしょう。

TACをしているのにサゴシを獲らせている。馬鹿じゃないかと思います。国の言うことは信用できません。

県を攻めても仕方ありません。

森友会長 県も攻めます。漁業者の言うことを聞かないから。

吉田主査 本県としてはですね、こういった状況の中でもできる範囲の対応ということで、今後もですね、しっかり対応していきたいというところの報告と、今後の対応として、まずは、現場の利用者の方々に、現状をですね、こういう風になってますよっていう、今日、委員会で報告でさせていただいた内容を、回って説明させていただきたいと思いますので、この点については、ご了解いただけたと思います。

その結果を踏まえて、また来月の委員会で、どういう風に対応するかっていうのをですね、また、ご相談をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

森友会長 この件はよろしいでしょうか。

以上で本日の議題は全て終了しました。

折角の機会ですので皆様何かありますか。

よろしいでしょうか。以上で本日の委員会を終了したいと思います。

皆様、慎重なご審議ありがとうございました。

(14:37 終了)

上記のとおり令和6年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人